

奈良県訓令第二号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月一日

奈良県知事 荒井正吾

第二十四条中「要綱に係る事案及び」を「及び要綱又は」に改める。